

身体障害がある夫（平成28年死亡）とともに旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人妻について、自宅に帰還しても夫が十分な介護を受けることが困難な状況にあったこと等の事情を考慮し、平成24年9月以降の避難継続の合理性を認め、申立人妻及び申立人子らに対し、平成26年3月分までの申立人妻及び夫の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡Y（以下「被相続人」という。）が平成28年10月22日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- 2 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

(1) 被相続人の日常生活阻害慰謝料

ア 基礎部分	190万0000円
イ 増額分	370万0000円

(2) 申立人X1の日常生活阻害慰謝料

ア 基礎部分	190万0000円
イ 増額分	10万0000円

2 期間

- (1) アにつき、平成24年9月1日から平成26年3月31日まで
- (1) イにつき、平成23年3月11日から平成26年3月31日まで
- (2) アにつき、平成24年9月1日から平成26年3月31日まで
- (2) イにつき、平成23年3月11日から平成23年3月31日まで

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として、合計金760万円の支払義務があることを認める。

第4 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項記載の日常生活阻害慰謝料（増額分）に係る賠償として、被相続人につき金36万円、申立人X1につき金1万円（平成23年3月11日から同月31日までの期間に係る分）を支払い済みであること及び同既払金37万円全額を第3項記載の和解金760万円から控除する方法で精算することを相互に確認する。

第5 支払方法

(省略)

第6 清算

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）

について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年1月30日